

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

吉野町は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

吉野町長

公表日

令和7年6月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、定期予防接種及び臨時の予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく予防接種を含む)の実施、 また、それに伴う予防接種の実施に伴う接種費用の助成、健康被害救済に関する給付を行う。 特定個人情報ファイルは、予防接種法による予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種を含む)の実施、給付、実費の徴収に関する事務を行う。
③システムの名称	(1)健康管理システム(予防接種) (2)団体内統合宛名システム (3)中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)予防接種ファイル (2)宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表の14、126の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条、第67条の2 3. 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 4. 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表 [情報提供の根拠]25、26、153、154、160の各項 [情報照会の根拠]25、27、28、29、153の各項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長寿福祉課
②所属長の役職名	長寿福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒639-3192 奈良県吉野郡吉野町大字上市80番地の1 吉野町役場 総務課 電話番号 0746-32-3081
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・副本登録はシステムを介して実施しており、システム利用にあたっては外部からの接続ができない環境で担当職員のみ権限を付与している。 ・マイナンバー利用事務における申請受付では本人確認書類やマイナンバー確認書類の現物確認を行っており、住基ネット照会を行っていない。今後住基ネット照会が必要となった場合には「マイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」における記載事項を遵守し、紐付け誤りのリスクを排除する。 ・申請書に記載された本人情報のデータベースへの入力においては複数人での確認を行う。 ・特定個人情報の記載がある申請書等は施錠できるキャビネットに保管し、廃棄においても複数人で行う。 	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>]全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 50%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	システム使用においては必要最小限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。また、アクセス権限の所有者はID、パスワード等を適切に管理し、離籍する際にはログアウトを徹底している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の状態	変更後の状態	提出時期	提出時期に関する備考
令和3年10月	評価書名	新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事項	予防接種に関する事項		評価対象の事務の対象人数が200,000未満であるため、法定審査第一の10の項の事務は、評価対象外であったが、新型コロナウイルス感染症の予防接種の実施に関する事項は、法定審査第一の10の項の事務の対象人数が100人以上より超過する旨の審査が必要となったが、評価の審査項目は、評価は、番号法別表第一-13の2の項の事務と併せて行う。
令和3年10月	個人のプライバシー等の権利利益の保護の留意	官野郎は、新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事項において、特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特に、権利利益に支障を及ぼすおそれを生ずるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に努めていることを宣言する。	官野郎は、予防接種に関する事項における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特に、権利利益に支障を及ぼすおそれを生ずるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に努めていることを宣言する。		
令和3年10月	1-2) 事務の概要	新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事項では、事務の一部を外野郎が委託しているが、委託先による不正なデータ利用等の防止のため、特に審査決定の際に審査の権限保持権を保持し、併せて秘密保持に努めて是認に努めることとする。	予防接種の実施に関する事項では、事務の一部を外野郎が委託しているが、委託先による不正なデータ利用等の防止のため、特に審査決定の際に審査の権限保持権を保持し、併せて秘密保持に努めて是認に努めることとする。		
令和3年10月	1) 関連情報 1) 特定個人情報ファイルを取扱う事務 1) 事務の名称	新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事項	予防接種に関する事項		
令和3年10月	1) 関連情報 1) 特定個人情報ファイルを取扱う事務 2) 事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、国民の発症防止のため予防接種に関する事項を行っている。</p> <p>また、予防接種の実施に係る接種費用の助成、健康被害救済に関する事項を行っている。</p> <p>本事業における特定個人情報ファイルは、以下の事項に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施者の把握及び動向の通知に関する事項 2. 予防接種実施の記録（予防接種の種類、実施日、実施場所等）及び接種に関する事項 3. 前項申請による予防接種履歴の照会に関する事項 4. 輸入者・予防薬供給業者への予防薬発行に関する事項 5. 予防接種による健康被害救済に関する事項 6. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事項 7. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種記録の登録を行う。 8. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他府県町村へ接種記録の照会・提供を行う。 <p>なお、これらの事項に際して、番号法別表第二に基づき、番号法別表第四項申請サーバー、情報連携ネットワークシステムを用いた情報提供・照会を行う。</p>	<p>官野郎は、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための情報の取扱に関する法律（以下、番号法別表第二）の規定に従い、特定個人情報ファイルの取扱いを行う。</p> <p>新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に支障を及ぼすおそれを生ずるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に努めていることを宣言する。</p>		
令和3年10月	1) 関連情報 2) 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一-10の項、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務令で定める事務を定める命令第97号の2 3. 番号法第18条第1項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事項)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ 4. 番号法第18条第4号(委託先への提供) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一-10の項、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務令で定める事務を定める命令第97号の2 3. 番号法第18条第1項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事項)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ 4. 番号法第18条第4号(委託先への提供) 		
令和3年10月	1) 関連情報 2) 法令上の根拠	<p>(情報提供事項)</p> <p>・番号法第18条第4号、別表第二-16の2の項、103の項、115の2の項</p> <p>・番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報提供を定める命令第355号の2</p> <p>・第12条の2</p> <p>(情報照会事項)</p> <p>・番号法第18条第4号、別表第二-16の2の項、115の2の項</p> <p>・番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報提供を定める命令第355号の2</p>	<p>(情報提供事項)</p> <p>・番号法第18条第4号、別表第二-16の2の項、103の項、115の2の項</p> <p>・番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報提供を定める命令第355号の2</p> <p>(情報照会事項)</p> <p>・番号法第18条第4号、別表第二-16の2の項、115の2の項</p> <p>・番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報提供を定める命令第355号の2</p>		
令和3年10月	1-2) 事務の概要	-	内容通知 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事項 予防接種の実施者に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の発行を行う。		
令和3年10月	個人のプライバシー等の権利利益の保護の留意	予防接種の実施に関する事項では、事務の一部を外野郎が委託しているが、委託先による不正なデータ利用等の防止のため、特に審査決定の際に審査の権限保持権を保持し、併せて秘密保持に努めて是認に努めることとする。			
令和3年10月	1-1) 2) 事務の概要	<p>予防接種法及び新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、国民の発症防止のため予防接種に関する事項を行っている。</p> <p>また、予防接種の実施に係る接種費用の助成、健康被害救済に関する事項を行っている。</p> <p>本事業における特定個人情報ファイルは、以下の事項に使用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予防接種の実施者の把握及び動向の通知に関する事項 2. 予防接種実施の記録（予防接種の種類、実施日、実施場所等）及び接種に関する事項 3. 前項申請による予防接種履歴の照会に関する事項 4. 輸入者・予防薬供給業者への予防薬発行に関する事項 5. 予防接種による健康被害救済に関する事項 6. 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事項 7. ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種記録の登録を行う。 8. 予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他府県町村へ接種記録の照会・提供を行う。 	<p>官野郎は、新型コロナウイルス等対策特別措置法及び行政手続における特定の個人を識別するための情報の取扱に関する法律（以下、番号法別表第二）の規定に従い、特定個人情報ファイルの取扱いを行う。</p> <p>新型コロナウイルス等が発生した場合に、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等に支障を及ぼすおそれを生ずるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に努めていることを宣言する。</p>		
令和3年10月	1-3) 法令上の根拠	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一-10の項、93の2の項 2. 番号法別表第一の主務令で定める事務を定める命令第106号、第176号の2 3. 番号法第18条第1項(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事項)におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ 4. 番号法第18条第4号(委託先への提供) 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 番号法第9条第1項 別表第一-10の項、93の2の項 		
令和3年10月	1-4) 法令上の根拠	<p>(情報提供事項)</p> <p>・番号法第18条第4号、別表第二-16の2の項、103の項、115の2の項</p> <p>・番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報提供を定める命令第355号の2</p> <p>・第12条の2</p> <p>(情報照会事項)</p> <p>・番号法第18条第4号、別表第二-16の2の項、115の2の項</p> <p>・番号法別表第二の主務令で定める事務及び情報提供を定める命令第355号の2</p>	<p>番号法第18条第4号に基づく主務令制定の表(情報提供関係)第25、26、132、154、160の各号</p> <p>(情報照会関係)第25、28、29、153の各号</p>		
令和3年10月	1-5) システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> (1) 健康情報システム(予防接種) (2) 申請サーバー (3) ワクチン接種記録システム(VRS) 	<ol style="list-style-type: none"> (1) 健康情報システム(予防接種) (2) 申請サーバー (3) 中間サーバー 		
令和3年10月	2-1) 対象人数	令和3年12月15日 時点	令和3年1月1日 時点		
令和3年10月	2-2) 取扱件数	令和3年12月15日 時点	令和3年1月1日 時点		
令和3年10月	2-3) 本人及びその発生するリスクへの対応はどうか		十分である		
令和3年10月	2-4) 判断の根拠		<p>「基本書種はシステムを用いて実施してあり、システム利用に際しては目的外への提供がなされない環境で担当職員のみが閲覧を行うことにより、マイナンバー利用事務における事務提供では本人同意取得のマイナンバー同意書の取得が前提として行われ、当該同意書が有効な限り、当該同意書に基づき必要となる場合には、マイナンバー利用事務における事務提供がマイナンバー利用における取組事項を遵守し、紐付け関係のシステムを確保する。</p> <p>申請者に記載された個人情報のデータベースへの個人データの取扱いについては、特定個人情報の取扱いに関する申請書等は当該データベースに準拠し、業務上において当該個人で行う。</p>		
令和3年10月	2-5) 最も重大度が高いと考えられるリスク		1) 目的外の手が行われるリスクへの対策		
令和3年10月	2-6) 1) 最重大度が高いと考えられるリスク		2) 十分である		
令和3年10月	2-7) 1) 判断の根拠		システム利用においては必要最小限の人数、申請書種による、機密のアクセス権限を限定している。また、アクセス権限の権限はパスワード等を適切に管理し、権限付与にはログアウトを厳禁している。		
令和3年10月	2-8) 2) 形式の変更	(無)	新形式への変更		